

ハッ場ダム住民訴訟通信-23

06.11.18 発行

STOP ハッ場ダムへの思いを確認

ハッ場ダムをストップさせる茨城の会は、07年度へ新たなスタートを切りました。

第2回ハッ場ダムをストップさせる茨城の会総会は、11月11日土浦市の霞ヶ浦文化体育館で開かれました。当日はハッ場ダム運動の理論の支柱であり、1都5県のハッ場裁判を束ねる「ハッ場ダム市民連絡会」代表の嶋津暉之さん、茨城弁護士を代表して統一弁護士事務所局長でもある広田次男さんを迎え、以下の議案を全会一致で確認・承認いたしました。

2006年度活動報告 2006年度会計報告・監査報告 2007年度活動方針

2007年度予算案 会則改定 役員改選 決議事項は同封書面をご参照ください。

ハッ場ダム裁判は立証に入ります。広田弁護士07年度の展望を語る。

去る10月24日の第9回裁判を終え、私たち原告の口頭弁論は「地すべりの危険性」を残すのみとなりました。今後、被告側からの反論、それに対する再反論は続きますが、次のステップは今までの主張の立証になります。私たちは利水・治水・危険性・環境などの専門家を証人として立て、これまでの主張の正しさを証言してもらいます。テレビのドラマでおなじみの場面を迎えるわけです。いよいよ07年度は、裁判の勝敗を分ける分水嶺になるかも知れません。茨城県民の「市民力」が問われます。

ビデオ「バイオントダムの崩壊」迫力の崩落シーンが、ハッ場ダムの危険性を暗示。

1959年イタリアのバイオントダムは、地すべりの危険性を指摘されながら建設を強行、死者3000人の大惨事を惹き起こしました。同様の危険をはらみながらハッ場ダムは建設を進めています。過去の人災を教訓とせず、専門家の指摘を無視しつづける県を、私たちは次回1月30日の裁判で訴えます。

利根川流域住民の声を無視するつもりか？国土交通省。

国と話し合いの場を求める利根川流域市民委員会の要望に答えず。

11月16日利根川流域市民委員会は、「利根川水系河川整備計画」の策定に際し、先に提出した「地域住民参加の流域委員会設置の要望書」の回答を得るべく国土交通省と話し合いをしました。もともと流域住民の声は、1997年の法改正で反映させるべきものなのですが、1時間30分もの間、言を左右し設置の意思を明らかにしませんでした。

国交省の整備計画案には、茨城県民として見過ごせない部分があります。昭和の初年に計画された「利根川放水路」が今計画案では消えてしまいました。この計画は小貝川の合流点の直ぐ下流にある「布川狭窄部」への洪水対策として立てられたものです。実際には我孫子から東京湾への予定地は、市街化が進み以前から建設不可能の状態でしたが、国は80年もの間「必要である」と頑なに主張しつづけてきました。

私たちは過大な洪水予測に基づいた河川整備計画の象徴として「利根川放水路の欺瞞性」を指摘してきましたが、国が80年もの長い間必要としてきたならば、当該地域住民へ納得のゆく説明があるべきです。地域住民参加の必要性は、私たちの身近な問題としてあるのです。

1都5県「ハッ場ダム訴訟2周年集会」12月9日(土)午後1時30分 水道橋「水道会館」

第10回ハッ場ダム裁判 1月30日(火)午後1時30分 水戸地方裁判所

10月1日から新年度会費になりました。未納の方はお早めにお願ひします。

1口1000円(1口以上)郵便振替番号 00160-8-556816 振込票は前回ののご案内に同封。

ハッ場ダムをストップさせる茨城の会事務局 〒302-0023 取手市白山1-8-5 神原禮二
TEL/FAX：取手 0297-72-7506 長野原 0279-84-7010 e-mail：garyoan@tiara.ocn.ne.jp